

第44回岐阜地方裁判所委員会

議事概要

1 開催日時

令和8年1月28日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜地方・家庭裁判所大会議室

3 議題

民事訴訟のデジタル化（フェーズ3の開始）について

4 出席者等

(1) 委員

市橋有、江崎久美子、大友克之、加島滋人（委員長）、熊田士朗、中村直子、平手一男、皆元健一、安田忍（五十音順、敬称略）

(2) 説明者

民事2部部総括裁判官、民事訟廷管理官、裁判部企画官、民事訟廷事件係長

(3) 事務担当者

首席書記官、次席書記官、民事1部主任書記官、民事2部主任書記官、事務局局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

大友克之、熊田士朗、中村直子、安田忍

(2) 委員長挨拶

(3) 前回の委員会の振り返り

総務課長から、岐阜家庭裁判所委員会と合同で実施した前回の委員会（議題「調停委員の人材確保について」）での意見等を踏まえ、最高裁作成の調停委員のインタビュー記事が掲載されたリクルートパンフレットを関係機関を通じ

て給源となりうる関係者へ配布するなどPRに努めているところであり、今後
も関係機関への団体推薦依頼の際に同パンフレットを活用する取組を順次実施
していく予定であることを説明した。

(4) 民事訴訟のデジタル化等の説明

民事2部部総括裁判官から、スライドを使いながら民事訴訟のデジタル化の
目的、これまでの取組及びこれからの見通しについて説明を行った。その後、
民事訟廷事件係長により民事裁判書類電子提出システム（m i n t s）の操作
体験が行われ、裁判部企画官により模擬ウェブ弁論が行われた。

(5) 議題についての意見交換

民事訴訟のデジタル化等に関する質疑応答と意見交換を行った（要旨は別紙
のとおり）。

6 次回期日（地家裁合同開催）

令和8年7月6日（月）午後1時30分

7 次回の意見交換の主なテーマについて

デジタル化を踏まえたオフィス環境の在り方について

(別紙)

意見交換の要旨

(委員長：●、委員：○、事務担当者：▲、説明者：△)

【民事裁判書類電子提出システム（m i n t s）（以下「同システム」という。）に関する質疑応答】

- 同システムを御覧になった御意見や御感想を伺いたい。
- 同システムについて習熟の時間はある程度必要ではあるが、ボタンを押して
いだけであり、分かりやすいシステムだと感じた。
- 同システムについて弁護士会への説明の機会はどうなっているか。
- △ 弁護士及び事務員向けに、同システムの電子申立てについての説明会を昨年
12月に実施している。今後も何回かに分けて、準備書面や証拠の提出につ
ての説明会を予定している。
- 訴訟の様々な場面におけるシステムの使い方を体験していただける機会を裁
判所としても設けていきたい。同システムの運用にあたっては、弁護士事務所
の事務員の関与もあるので、事務員向けの説明を含めた企画もしていきたい。
- 同システムについて、入力代行は想定されているのか。
- △ パソコンに慣れていない方が御自身で入力することが難しい場合に、代わり
に自身のIDを使ってパソコンの操作を行う「サポータ」という制度が用意さ
れている。
- 民事裁判における大量の書類をデジタル化により解消していくということ
であるが、同システムを利用する高齢者やITリテラシーが低い方の負担につ
いては気になるところである。また、対面の手続を求める者も一定数いると思
う。大量の紙をデジタル化でなくしていったときに、過去のものが検索しやす
くなるのが利便性の高さだと感じている。PDF化する際に、絵として保存す
るのか、文字として保存するのかがポイントである。私の所属する団体では、
自分の話した内容を音声認識のコンピューターによって400字くらいで要約

してもらい、その場で自分の手で修正して紙で相手に渡すということをやっている。デジタル化によって従前の仕事を軽量化し、デジタルコンテンツに変えていくという発想には賛同できる。電子署名やタイムスタンプの機能は我々にはまだ身近ではないため、国民に対してその正確性を丁寧に説明していく必要がある。

- 対面の重要性と遠方に行くためにかかる時間とのバランスを考えながら、手續ごとの場面によって使い分けていく必要がある。様々なデータをどうやって利用者の方に伝えていくかという問題意識を持たなければならないと思っている。

△ 一般論としては、尋問を行う際には法廷に来ていただくことになるが、介護など御家庭の事情で法廷に来られない場合でもウェブにより尋問が実施できる制度になっている。どういうときに法廷に来てもらい、どういうときにウェブで実施するかという切り分けは議論になっているところである。尋問のように直接表情を拝見することが必要な場合には、対面の重要性を感じている。

- 同システムについて、元々紙だったものがデジタル化されるということか。また、追加で主張をしたい場合はどうしたらいいか。

△ 紙は郵便で提出しなければならないため、その分郵便の費用がかかる。デジタルであれば、どこの庁に出すのか指定した上でパソコンから送るので、非常に便利である。現状では弁護士や司法書士などの代理人だけがオンラインでの提出を義務付けられており、一般当事者の方は紙で提出することができる。

同システムは各項目に沿って入力することになる。もともと、各項目には字数制限があるので、書き足りない場合はWordで作成したものをPDFにして、それを添付する形で提出することもできる。訴状提出後に追加で主張したいことがあれば、準備書面や追加の訴えを提起する形で提出することになる。

- 各項目に入力して提出することもでき、別紙に記載してPDFにして提出することもできるというイメージである。

○ 私の所属団体では、簡単なものから順番にオンライン申請に切り替えている。先日国勢調査がオンラインによってできるようになったようだが、内容の誤りも多く、訂正する事務の負担が増えているという話を聞いたことがある。同システムを導入することで申立ての件数が一気に増えることはないと思う。手続きが便利になることが考えられるところ、紙の保管が少なくなることで書類の整理や容量に余裕ができること以外に何かメリットはあるのか。

△ 最大のメリットは紙の分量が減り、管理が容易になることである。また、紙だと記録が1つしかないため、裁判官と書記官が記録を使うタイミングが重なった場合、どちらかが譲らないといけないという問題がある。しかし、電子記録であれば、同じものを見ながら裁判官は事件を検討し、書記官は調書を作成することができるため、時間の短縮になるというメリットがある。

● 紙の記録は何冊にもわたることがあるので、判決書を起案するためにそれらを持ち帰ろうとすると、大きなかばんで持ち帰るということになるが、自宅から裁判所のシステムにアクセスできるのであればそういうことも不要になる。また、合議事件で3人の裁判官がいるとき、一番若い裁判官が記録を見ながら判決書を起案している間でも、裁判長が同時に記録を見て議論できるというメリットもある。

ただ、一方で心配な面もあり、紙の記録の場合は、記録に付箋を貼って注意事項等を視覚的に伝えることができるが、電子記録の場合はそういうことは難しい。先ほど検索の話が出たが、そのあたりをどうやってうまくやっていくかは今後検討しなければならない。

△ 紙の記録の場合、現在誰が事件を主に検討しているのかは、記録を誰が持っているのかで判断している。しかし、電子記録では、電子上の何らかの手続きで明らかにしなければならないという課題がある。また、付箋が使えないというのは、裁判官それぞれが残念だと思っているところではないか。

一方で、合議事件で3人の裁判官がいる場合、現在は記録が1つしかないた

め、準備書面が提出されると手控えのため書記官に裁判官全員分のコピーを取ってもらっている。電子記録になると、書記官によるコピー配付の手間がなくなり、裁判官も手控えを整理する必要もなくなり、いつでも同時に電子記録を確認できるというメリットがある。

- 同システムにより簡単に書面を作成できそうな印象を持った。裁判に不慣れな者が簡単に書面を作成できてしまうと、手続に耐えられないものが増え、かえって裁判所の負担が増えるのではないか。明らかに手続に耐えられないようなものを提出できないようにすることはできるのか。
- △ 同システムには内容に問題があるものを提出できないようにする機能はないが、未入力項目を指摘するという形式面のチェック機能はある。訴状審査は裁判官及び書記官でやっていくことになる。
- 同システムで提出されるものを見ながら考えていくことになる。

【模擬ウェブ弁論に関する質疑応答】

- 自分が裁判をやっていた頃と比べると、どうしてもワンテンポ間が入ると思っている。今回ハウリングが生じた場面もあり、通信環境によっては開廷できないということもありそうだが、開始前にどのような通信環境で参加するのか確認することはあるのか。
- ▲ 事前に簡単な接続テストをしている。それでも機器障害が起こりうるので、その場合は書記官の方で対処している。
- 技術は進歩しているものの、機械相手なので、当日何が起こるか分からない面もある。他の団体で、ウェブ会議の環境整備等で工夫しているところはあるか。
- コロナ禍以降、ウェブ会議の機会は増えた。現場で使っている側からすると、昔の国際電話よりはつながりやすいという感覚である。それほど容量の負担を感じたことはない。しかし、複数の資料を見比べたいときは、3つくらい

の複数の画面を使うなどして対応している。今後、電子教科書に慣れた世代になれば、付箋を貼るということからは脱却できるのではないか。

○ 私の所属団体でも、連絡事項など、一方的な説明であれば、現地に行かずウェブ会議になっている。法廷でのウェブ会議は令和6年3月からやっているようである。裁判所側のトラブルであれば対応しやすいかも知れないが、相手側のトラブルの場合はどうやって対応するのか。

● ウェブ尋問はまだそこまで数がないということによいか。

▲ ウェブ尋問はまだ年間で数えるほどしかない。他方、原告代理人、被告代理人及び裁判所の三者で協議をするものはほとんどウェブで行われている。機器のトラブルについて、代理人の機器の調子が悪いこともある。その場合、電話でつないで、電話とウェブで手続を行ったりすることもある。

○ 私の所属団体でもウェブ会議が増えている。確かに機器は進化しており、ウェブだから伝わらないということはないが、何かを強く訴えたいときは対面で熱量を伝えるということはある。

● ウェブ調停等がよく行われる家庭裁判所で仕事をしている家庭裁判所調査官に話を聞いたことがあるが、身振りなど非言語的なものが、言語的なものを補っていることがたくさんあるとのことである。ウェブ会議でもアップで映る場合や引いて多くの人が映る場合などがあるが、非言語的な情報量が場面によって減ってしまうことがある。自分が裁判をやっているときでも、証人を前にしてやり取りした内容を後で文字として見ると、日本語は整っていないけれども、やり取りとしてはちゃんとできていると感じたことがある。ウェブ会議も中身に応じた使い分けになってくるのではないか。説明の受け手が分かってくれているかどうかをこちらがうまく読み取れるかという難しい問題である。

○ 我々の仕事は相手の理解度を求める部分もあり、ウェブだと非言語的な判断は難しいと感じる。

● 刑事の分野ではどうか。

○ 刑事はデジタル化の法律ができて施行を待っている状態であり、デジタル化は民事が先行しているので、今日はとても勉強になった。証人尋問では微妙なニュアンスを受け取らなければならず、対面の方が優れていると思っている。

刑事ではビデオリンクシステムがあって、法廷と別室を映像と音声でつなぐこともある。心証が全く取れないということはないが、心証が取りにくい事案ではウェブだと判断がしにくくなる場面があるかも知れない。

● なりすまし対策についてはどうか。

○ 本人確認は仕事でも気を遣う場面である。模擬ウェブ弁論を見て、今の技術ではここまでで仕方ないと思った。

○ 個人情報の確認は難しいところである。法廷に立って裁判に参加することと、ウェブ会議で裁判に参加することでは、覚悟が違うのではないかと感じた。

● 法壇の上から人を見ると、人の反応がよく伝わってきて分かりやすいことがある。利便性と対面とのバランスをどうやって取っていくかは、世の中の移り変わりの中で、事案に応じて考えていくことになる。

デジタルに弱い方へのサポートについて、補足する点はあるか。

▲ 年配の弁護士の方が機器を使わなくてはいけない場合は、書記官室に問い合わせをしてもらい、習熟してもらうこともある。

● 事務員に助けてもらう弁護士もいる。スムーズに進むのであれば、相手方代理人も機器操作の補助のための事務員の同席に反対しないことが多い。

○ 裁判がデジタル化されることで、残業時間が減ったり、訴え提起から判決までの期間が短くなったりすることはあるのか。

△ 業務を効率化することで、ワークライフバランスを図ろうというのは裁判所全体で意識をしているところである。紙が減ってコピーや郵送事務をしなくて済み、事務量が減ることが期待されている。裁判官としても情報共有がしやすくなり、時間短縮が期待できていると思っている。審理期間の点では短縮を目指し

ているが、同システムの利用者がどのような動きをするのか予測ができないところもある。

- デジタル化が広がると偽の証拠が簡単に作れてしまい、そういう証拠がどれくらい出てくるのかは懸念しているところである。事例を積み重ねて、適切な審理の在り方を考えていく必要がある。利便性が上がるのはよいことであるが、性善説だけでは危ないと思う。

御意見をいただきながら、今後もよりよい裁判を実現していきたい。